

(案)

部活動地域展開推進計画
《佐野モデルⅡ》



令和 8(2026)年11月

栃木県佐野市
佐野市教育委員会

（表紙のイラストは田沼東中学校 PC デザイン部生徒の作品）

目 次

はじめに	1
I 部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》の概要	2
1 策定の趣旨・目的	
2 位置付け	
3 目標	
4 計画期間	
II 佐野市で整備する地域クラブ活動	5
1 地域クラブ活動の在り方	
2 新たな国のガイドラインを踏まえた地域クラブ活動の認定	
(1) 認定地域クラブ活動	
(2) 認定方法	
3 認定地域クラブ活動の運営団体と実施主体	
(1) 実施主体（認定地域クラブ活動）	
(2) 運営団体	
(3) 佐野市・佐野市教育委員会の役割	
(4) 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
(5) 運営団体と実施主体(認定地域クラブ)の役割	
4 認定地域クラブ活動の構成	
(1) 認定地域クラブ活動の枠組み	
(2) 種目別地域クラブ活動チーム編成	
III 認定地域クラブ活動の実施内容	12
1 参加対象者	
2 活動日及び活動時間	
(1) 活動時間	
(2) 休養日	
(3) 学校部活動に設置がない種目の活動時間及び休養日	
3 参加費等	
(1) 活動の維持・運営に必要な費用について	
(2) 参加者の保険料	
(3) 参加費用負担の検討	
4 指導体制	
(1) スポーツ指導に関する公的認証制度の活用	
(2) 指導上の留意点	

5	安全管理	
	(1) 緊急時の対応	
	(2) 生徒の個人情報等の取り扱い	
6	認定地域クラブ活動指導員の確保及び資質向上	
	(1) 指導員バンクの設立	
	(2) 教職員の兼職兼業	
	(3) 指導員の資質向上に係る取組	
7	学校との連携	
	(1) 学校部活動との併存	
	(2) 学校部活動と認定地域クラブ活動の円滑な接続	
	(3) 学校施設の活用	
8	認定地域クラブ活動の活動場所及び施設管理	
	(1) 活動場所	
	(2) 用具・器具等、施設の解錠・施錠	
	(3) 生徒の移動手段の検討	
IV	学校部活動の在り方	18
1	適切な運営のための体制整備	
	(1) 活動方針の策定等	
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	
	(3) 部活動指導員の配置	
2	学校部活動における安全管理の徹底及び合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	
3	活動時間及び適切な休養日等の設定	
	(1) 活動時間	
	(2) 休養日	
	(3) 長期休業期間中の扱い	
4	拠点校部活動の導入	
V	大会及びコンクール等の参加について	20
参考		21
	○佐野市部活動地域移行推進協議会設置要綱他	

はじめに

持続可能な実施体制の確立と教員の負担軽減の両方を実現することが必要との認識の下に始まった部活動改革は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、国のガイドライン）等に基づき、各地において取組が着実に進んできました。

佐野市・佐野市教育委員会（以下、本市・本市教育委員会）では、国のガイドライン及び部活動地域移行に向けて本市が取り組んだ国の実証事業の成果を踏まえ、佐野市部活動地域移行推進協議会での検討を経て令和6年3月に策定した「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」（以下、《佐野モデル》）に基づき、学校部活動の地域クラブ活動への移行を着実に進めてきました。

その結果、計画期間最終年度である令和7年9月には、佐野市立全中学校・義務教育学校の部活動において、休日の活動の半分を概ね地域クラブ活動に移行することができました。

ただし、地域移行は休日の活動の半分であり、平日も含めた完全な地域移行には至っておらず、本市の部活動改革はまだ道半ばという状況です。

このような中、令和7年12月に、文部科学省は新たなガイドラインとして、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、新たな国のガイドライン）を策定し、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間として、平日も含めた部活動の地域クラブ活動への地域展開を進めることなどを示しました。

また、栃木県教育委員会からも、新たな国のガイドラインに基づき「とちぎ部活動地域展開プラン」が示されました。

そこで今回、《佐野モデル》に続く次期計画として、今後の部活動地域展開の方向性を改めて示すものが「部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》」です。

《佐野モデルⅡ》では、本市において令和3年度から始まった部活動改革の実践の成果と課題を整理して、佐野市部活動地域移行推進協議会での協議や新たな国のガイドラインの内容を踏まえ、本市が部活動地域展開により整備する認定地域クラブ活動の在り方を明らかにして、必要となる認定地域クラブ活動の運営や活動内容、今後のスケジュールなどをまとめました。

今後も中学生世代の人口は更に減少し、学校部活動を巡る状況は、ますます厳しくなることが見込まれます。そこで《佐野モデルⅡ》に基づき、部活動改革を加速させ、本市の子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障していきます。

I 部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》の概要

1 策定の趣旨・目的

《佐野モデルⅡ》の目的は、少子化が進む中であっても、将来にわたり、佐野市のすべての子供たちが、主体的かつ継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるようにすることです。

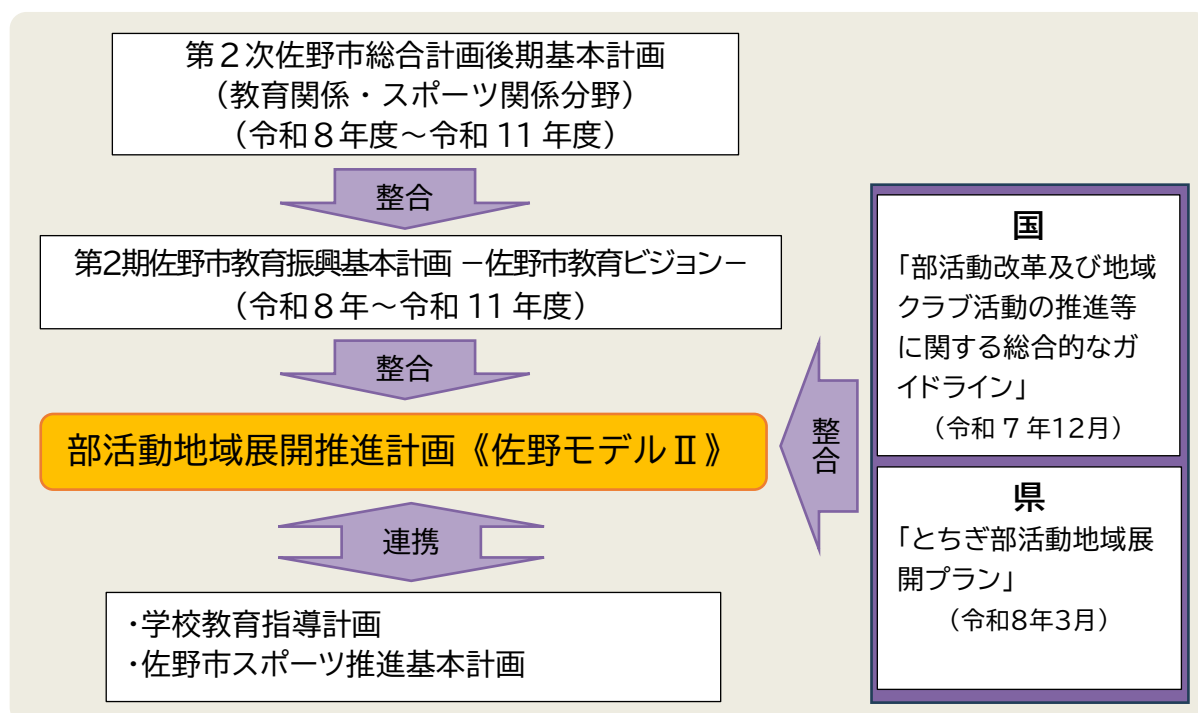
そのために、学校部活動の地域展開等により障がいのある生徒や運動や文化芸術活動が得意でない生徒を含め、すべての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備します。

なお、目的を達成するに当たっては、部活動指導に係る教職員の負担を軽減し、本来の教職員としての業務へ専念できるようにして、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進することにも考慮します。

また、様々な世代を巻き込んだ取組を通して、地域のスポーツ・文化芸術活動を活性化させ、あらゆる世代の市民がスポーツ・文化芸術活動を暮らしに取り込み、豊かで文化的かつ健康的な生活を促進させることも目指します。

2 位置付け

《佐野モデルⅡ》は、第2期佐野市教育振興基本計画、第4次佐野市スポーツ推進基本計画の趣旨を踏まえ、文部科学省が示した新たな国のガイドライン及び県教育委員会の新たなプランに基づき、スポーツ・文化芸術活動を通した生徒の健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しながら、本市立中学校及び義務教育学校(後期課程)の部活動の地域展開を進めるための計画として位置付けます。



3 目標

学校部活動の地域展開等を通して、将来にわたって佐野市の子供たちが、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるようにするため、《佐野モデルⅡ》の目標を次のとおり定めます。

<基本目標>	
学校と地域が連携・協働して、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保・充実を図ります。	

<活動目標>	
休日の学校部活動の地域展開	佐野市立中学校・義務教育学校(後期課程)の休日に活動している部活動は、令和10年度中に、すべて地域クラブ活動に展開します。
平日の学校部活動の地域展開	実施可能な部活動は、地域クラブ活動に展開します。 ※令和 11 年度以降、国の改革実行期間(前期)後の中間評価の段階で改めて策定される取組方針に基づき、地域展開を推進します。
生徒のニーズに応じた活動の整備	すべての生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる体制を整備します。

実施可能な部活動については、令和 10 年度の期限を待たずにすべての休日を地域クラブ活動に展開します。

また、平日の部活動の地域展開については、国において、改革実行期間(前期)の中間評価の段階で改めて取組方針を策定する予定です。そこで、令和 10 年度までについては、実施可能な部活動は、地域クラブ活動に展開することとします。

なお、平日の部活動の地域展開については、必ずしも部活動を実施する平日 4 日間すべて地域クラブ活動に展開するとは限らないものとします。

さらに、多様な生徒が、それぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができるように地域クラブ活動への参加方法を工夫したり、新たな種目の地域クラブ活動を設立したりします。

※学校部活動の地域展開・地域連携について

学校部活動の地域展開とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開することです。

学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更した取組です。

なお、地域クラブ活動の実施に際しても、学校施設の活用や、従事を希望する教職員の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開後も、学校は地域の一部として地域クラブ活動と関わります。

また、平日の地域展開が完了するまでは、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存することから、学校部活動の地域連携（本市においては、部活動指導員の配置と拠点校部活動）にも取り組みます。

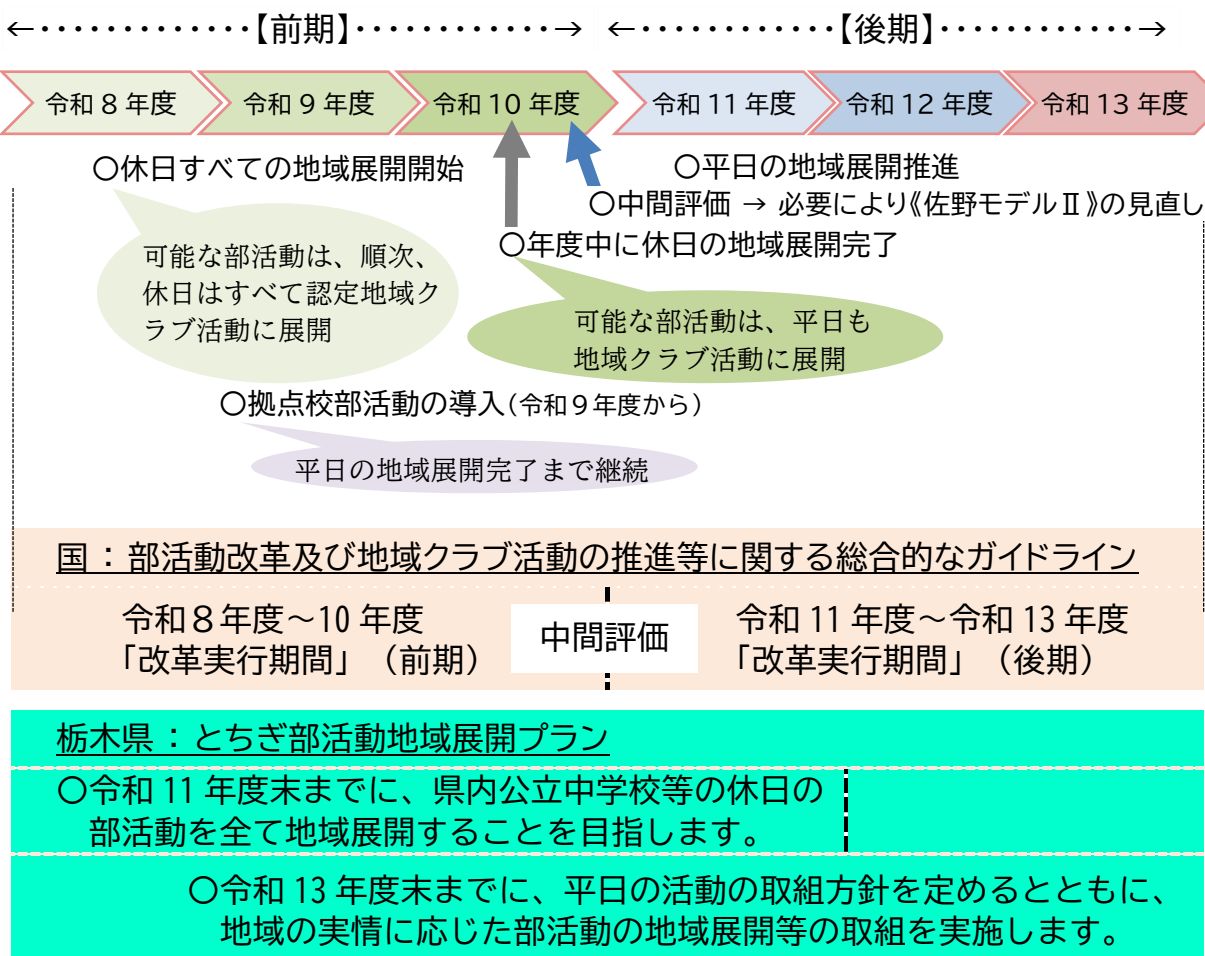
4 計画期間

新たな国のガイドラインは、改革期間を「改革実行期間」として、前期3年間（令和8年度～令和10年度）、後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間として設定しました。

また、県のとちぎ部活動地域展開プランでも令和8年度から令和13年度までの部活動地域展開等の方向性が示されております。

そこで、《佐野モデルⅡ》も計画期間を令和8(2026)年度～令和13(2031)年度の6年間とします。

また、国と同様に令和8年度～令和10年度を前期、令和11年度～令和13年度を後期として、令和10年度末に中間評価を行い、必要により《佐野モデルⅡ》の見直しを行います。



Ⅱ 佐野市で整備する地域クラブ活動

これまで本市では、前計画である《佐野モデル》に基づき、地域クラブ活動の整備を進めてきましたが、今回、新たな国のガイドラインが示されたことを踏まえ、改めて地域クラブ活動の在り方を整理し、学校部活動の地域展開を推進することとします。

1 地域クラブ活動の在り方

本市で整備を進める地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動です。

【地域クラブ活動において継承・発展させる教育的意義】

- スポーツ・文化芸術等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質・能力の育成
- 体力の向上、健康増進、感性・創造性・表現力の育成
- 自己肯定感、自主性、協調性、責任感、連帯感の涵養
- 自己の力の確認、努力によって得られる達成感と充実感
- 新たな人間関係の形成

そして、学校部活動を地域に開き、地域全体で関係者が連携して支えることにより、新たな価値を創出する活動です。

その際、学校は地域の一部として認定地域クラブ活動を支えます。

【創出する新たな価値】

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動**（引退のない継続的な活動）
及び地域クラブの指導者による**一貫的な指導**

また、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とし、学校部活動と同様に、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意します。

2 新たな国のガイドラインを踏まえた地域クラブ活動の認定

(1) 認定地域クラブ活動

今回、新たな国のガイドラインが策定されたことを踏まえ、同ガイドラインが示す地域クラブ活動の認定要件に準じ、「佐野市地域クラブ活動の認定に関する要綱」を定め、地域クラブ活動の整備を進めます。

そしてその名称を認定地域クラブ活動とします。

【新たな国のガイドラインが示す主な認定要件】

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 適切な運営体制が確保されていること。
- 学校との連携が適切に行われていること。

(2) 認定方法

ア 学校部活動を地域に展開した活動

本市立中学校及び義務教育学校に設置されている部活動を地域展開した活動（複数校を統合して活動する地域クラブ活動も含む）については、本市において認定したものとみなします。

イ 既存の学校部活動にはない種目の活動

○本市と運営団体が連携して新種目の地域クラブ活動を整備する場合

「佐野市地域クラブ活動の認定に関する要綱」に示された認定要件に基づき整備するため、本市において認定したものとします。

○既存の民間クラブ等

学校部活動にはない種目の活動について、既存の民間クラブ等から認定の申請があった場合は、「佐野市地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づき判断します。

3 認定地域クラブ活動の運営団体と実施主体

(1) 実施主体（認定地域クラブ活動）

実施主体は、生徒が実際に参加する個々の認定地域クラブ活動です。

以下、アとイの認定地域クラブ活動を整備します。

ア 学校部活動を地域に展開した活動（学校部活動地域展開型）

学校部活動を認定地域クラブ活動に地域展開した活動です。

平日は学校部活動、休日は認定地域クラブ活動として、部活動顧問と認定地域クラブ活動指導員が連携して生徒を指導します。

イ 既存の学校部活動にはない種目の活動（新種目新設型）

生徒のニーズはあるものの、市内のどの学校にも設置されていない種目について、認定地域クラブ活動を新たに整備します。

運営団体が整備する活動と、既存のクラブチーム等からの申請により本市教育委員会が認定する活動があります。

(2) 運営団体

運営団体は、各認定地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を担います。

学校部活動の地域展開を通じた地域のスポーツ・文化芸術活動の振興を踏まえ、運営団体は市内のスポーツ・文化芸術団体等に委託することを原則とします。

(3) 本市・本市教育委員会の役割

認定地域クラブ活動が公的な性質を有する活動であることを踏まえ、本市は部活動改革の責任主体として、関係団体との連携・協働の下、地域展開の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行います。

特に、認定地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展と新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう運営団体等への支援・指導助言等通じて、その運営方針の決定等に関わるとともに、活動に対する最終的な責任を負います。

(4) 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

学校部活動の地域展開に際し、認定地域クラブ活動は学校との関係が切り離されるものではないことから、学習指導要領解説(令和6年12月に改訂)の学校と地域クラブとの連携等に関する記載事項を踏まえ、以下のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ります。

○認定地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等と共有、平日の学校部活動と休日の認定地域クラブ活動の指導の一貫性の確保

- 認定地域クラブ活動での学校施設の活用
- 指導を希望する教職員の兼職兼業についての中学校等との連絡調整
- 認定地域クラブ活動への参加促進等のため小学校や中学校等と連携
- 生徒・保護者に対する丁寧な情報提供

(5) 運営団体と実施主体(認定地域クラブ)の役割

業務	具体的な役割	分担
<運営・管理>	・運営方針、運営計画の策定 ・実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応 ・運営人材の確保・育成、運営業務の効率化 ・責任の明確化、危機管理マニュアル作成 ・保険加入状況や補償内容の確認 ・研修実施 ・収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理 ・体験会の開催	運営団体
<活動実施に向けた準備>	・活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） ・指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保 ・学校との連携・情報共有 ・入会手続、会費徴収	
<活動実施>	・参加者・保護者との連絡（活動内容や出欠確認等） ・安全確保の取組 ・ニーズを踏まえた活動の実施 ・競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込	実施主体 認定地域クラブ活動

4 認定地域クラブ活動の構成

《佐野モデル》における単独校実施型、合同実施型、全校一斉実施型を組み合わせた運用を発展させ、大会出場チームの枠組みで、実施主体である認定地域クラブ活動の種目及びチーム構成を整備します。

その際、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、地域（学区）に根差した認定地域クラブの枠組みを定めます。

(1) 認定地域クラブ活動の枠組み

枠組みは、以下の5つの型とします。

ア 単独校実施型からの発展 A型

学校部活動をそのまま、認定地域クラブ活動に展開するクラブ

学校部活動＝認定地域クラブ活動となり、活動場所は、原則、各学校となります。

少子化の影響が少なく部員数の維持が継続的に可能な団体種目や学校以外の活動場所を確保することが困難な個人種目の部活動を対象として認定地域クラブ活動に展開を図ります。

(例) 【平日の活動】



【休日の活動】



イ 合同実施型からの発展 B1型

複数校合同で1つのチームにまとめ、認定地域クラブ活動に展開するクラブ

平日は学校部活動として学校単位で活動しながら、休日は、複数校合同で1つのチームとしてまとめ、認定地域クラブ活動に展開したクラブです。部員数が限られ学校単独では活動が困難な種目を対象とします。

中学校体育連盟へも地域クラブとしての登録となり、大会参加も地域クラブとして参加となります。

野球、サッカー、男子バレーボールなどが対象となります。

(例) 【平日の活動】



【休日の活動】



ウ 合同実施型からの発展その2 B2型

活動は複数校合同だが、認定地域クラブ活動は学校単位となるクラブ

休日は、複数校合同で活動しながら、認定地域クラブ活動への展開は学校単位とする地域クラブです。

個人種目を対象とした型です。通常は複数校合同で活動することで、活動内容を充実させながら、大会参加を見据え、学校単位の認定地域クラブ活動に展開します。

ソフトテニス、卓球、剣道等が対象となります。なお、学校単位での認定地域クラブ活動の実施が困難な場合は、B1型に移行します。

エ 全校一斉実施型からの発展 C型

活動は全校一斉に活動し、認定地域クラブ活動は学校単位となるクラブ

活動内容を充実させるため、全校が合同で活動しながら、認定地域クラブ活動への展開は学校単位となる地域クラブ活動です。

陸上競技を対象とします。

なお、中学校体育連盟の大会参加規則が変更になった場合は、全校を一つの認定地域クラブとすることも検討します。

オ 新種目新設型 D型

学校部活動に設置がない種目を運営団体で新設するクラブ

生徒の多様なニーズに応えるため、参加対象を市内全中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）の生徒として、運営団体が新たな国のガイドラインに基づき、新設するクラブです。

中学校体育連盟主催大会の種目になっているが市立学校の部活動に設置がないバドミントンや硬式テニス、伝統芸能、ダンスなど新種目が考えられます。

カ 新種目既存団体認定型 E型

既存の学校部活動に設置がない種目について、既存の民間クラブを認定地域クラブ活動と本市が認定するクラブ

新たな国のガイドラインが示す認定要件を満たす民間クラブで、学校部活動に設置がない種目を本市が認定地域クラブ活動と認定するクラブです。

認定は、民間クラブからの申請により行いますが、認定基準と合わせて、市内の各認定地域クラブ活動の設置の設置状況を鑑み、必要と認められる場合のみ、認定します。

なお、認定期間は3年間とします。

(2) 種目別認定地域クラブ活動チーム編成

従前から開設されている学校部活動から展開した活動は、地域クラブ活動に認定するものとし、種目別地域クラブ活動のチーム編成については、別に定めます。

なお、今後の部員数の減少等により、編成は随時変更していきます。

Ⅲ 認定地域クラブ活動の実施内容

本市では、新たな国のガイドライン及び佐野市地域クラブ活動の認定に関する要綱を踏まえ、以下の内容で認定地域クラブ活動を実施します。

1 参加対象者

- 認定地域クラブ活動の参加対象者は市立中学校・義務教育学校(後期課程)に通学する全生徒とします。
- 市内の県立中学校、私立中等教育学校の生徒の参加も認めます。また、本市に在住し、市外の中学校に通学する生徒の参加も認めます。
- 希望するすべての対象生徒が参加できる活動として、選抜は行いません。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、本市教育委員会において、中学校区等に基づき参加できる認定地域クラブ活動(個別の活動種目)を定めます。なお、生徒が参加する学校部活動と連携する認定地域クラブ活動への参加を原則とします。

2 活動日及び活動時間

地域クラブ活動の認定要件に準じ、活動日及び活動時間は以下のとおりとします。

(1) 活動時間

休日の活動は、1日3時間程度以内とし、平日にも活動する場合は、1日2時間程度以内とします。また、学校部活動の活動時間と併せて週11時間程度以内とします。

(2) 休養日

学校部活動と併せて、平日週1日以上、休日も週1日以上の休養日を設定します。

学校部活動と併せて、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日連続して活動することも可とします。

(3) 学校部活動に設置がない種目の活動時間及び休養日

休日の活動は1日3時間程度以内、平日に活動する場合は、1日2時間程度以内とし、合計週11時間程度以内とします。

休養日については、学校部活動と併存する場合に準じます。

3 参加費等

認定地域クラブ活動の運営費について《佐野モデル》においては、令和7年度までは本市で負担することとし、令和8年度以降は、運営費の一部を保護者に負担を求めることを検討することとなっていました。

今後の費用負担については、新たな国のガイドライン、県及び近隣自治体の動向を考慮し、以下のとおりとします。

(1) 活動の維持・運営に必要な費用について

引き続き、当面の間は、活動の維持・運営に必要な費用は本市で負担します。

(2) 参加者の保険料

参加者の保険料（傷害保険・損害賠償保険）については、集金方法等の体制が整い次第、保護者に負担していただきます。

(3) 参加費用負担の検討

新たな国のガイドラインが示す目安を踏まえ、適切な参加費の設定を今後検討します。負担額については、指導者の謝金や運営団体の活動維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な負担額になるよう工夫し、生徒が継続的・安定的に認定地域クラブ活動に参加できるようにします。

また、保護者や生徒、学校や地域等へ、受益者負担を原則とした費用負担に対する理解の促進を図りながら、参加費について保護者に負担を求める場合は家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置します。

4 指導体制

(1) スポーツ指導に関する公的認証制度の活用

スポーツ団体ガバナンスコード^{※1}を取得するとともに日本版DBS^{※2}へ加盟します。

※1 スポーツ団体ガバナンスコード

スポーツ庁が、平成30年12月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとし、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体（NF）向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードが策定されています。

※2 日本版DBS

正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」です。令和8（2026）年度中の施行が予定されています。子供と接する仕事に就く人に特定の性犯罪の前科がないか確認する制度で、学校や認可保育所などは対応が義務付けられます。

(2) 指導上の留意点

ア 参加生徒の健康管理及び事故防止等

指導員は、参加生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶します。また、参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行います。

イ 参加生徒の経験差、技能差等を踏まえた指導

指導員は、生徒のスポーツや文化芸術活動に対する経験の差、個人の技能の差、地域クラブ活動へ参加する意識の違いなど、多様な生徒が参加することを踏まえた指導に留意します。

勝利至上、優秀な成績を収めることのみを目指す指導は行いません。

ウ 障がいのある生徒の活動機会の確保

障がいのある生徒も、自身が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めます。

エ 1年間を見通した活動内容の設定

成長期にある参加生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、1年間を「体力アップ・基礎トレーニング期」、「技術・技能の向上期」、「大会に向けての実践期間」、「軽めの練習期」等に分けて、メリハリをつけた活動を行います。

5 安全管理

(1) 緊急時の対応

指導員の複数人配置や施設管理員の配置を進め、生徒のけがなどの緊急時に認定地域クラブ活動指導員等が連携して対応できるようにします。

また、全校一斉実施型の活動については、救護担当指導員の配置を進めます。さらに、指導員には救急救命法の研修を確実に実施します。

(2) 生徒の個人情報等の取り扱い

活動中、認定地域クラブ活動指導員が保護者に連絡をとる必要が生じた場合に備え、学校は保護者の同意を得た上で、生徒の緊急連絡先等の個人情報を認定地域クラブ活動の運営団体に提供します。

6 認定地域クラブ活動指導員の確保及び資質向上

指導員の確保及び資質向上は、生徒が、主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむために必要不可欠です。

特に、心身の発達の途上にある生徒を指導することを踏まえ、発達の段階に応じた適切で効果的な指導を行うために必要な知識や考え方、生徒理解やトラブル対応等の知見を身に付けた指導員を確保することに留意します。

そこで、以下により、指導員の確保及び資質向上を図ります。

(1) 指導員バンクの設立

《佐野モデル》における認定地域クラブ活動の指導員は、運営団体と本市教育委員会が連携し、市内スポーツ団体の所属者、各学校の部活動指導員、地域で選手や指導員(過去の経験者も含む)としての経験者、希望する教職員(兼職兼業の申請が必要)、栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク登録者などから選任してきました。

今後、休日すべての活動が認定地域クラブ活動に展開され、指導員の増員が必要となることから佐野市認定地域クラブ活動指導員バンク（以下、指導員バンク）を設立します。

(2) 教職員の兼職兼業

指導を希望する教職員は、兼職兼業の許可を得た上で、認定地域クラブ活動運営団体の指導員として、業務に従事することができることとします。

教職員の兼職兼業による認定地域クラブ活動時間については、以下の時間を目安とします。

【1か月当たりの兼職兼業による認定地域クラブ活動時間の目安】

休日の認定地域クラブ指導員としての従事時間（16 時間以内/月）

・活動回数 4 回/月※ ・活動時間 3 時間 + 1 時間（準備等に要する時間）

※従事は休日のみ、平日は不可

指導員を希望する者は佐野市学校職員服務規程第 27 条の規定に基づき、兼職許可申請書を、校長を通じて本市教育委員会に提出します。

本市教育委員会では、提出された申請書及び関係書類等により、兼職兼業の許可の可否を判断します。その際は、教職員の意思を十分に確認、尊重するとともに、校務への影響や教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも勘案して許可の可否を判断します。

なお、教職員の心身の健康を確保するため、当該教員の学校における労働時間と認定地域クラブ活動の業務に従事する時間を通算した時間から栃木県「学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」に規定される勤務時間（原則として 1 日について 7 時間 45 分、1 週について 38 時間 45 分）を差し引いた時間（いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間）が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当である旨が示されています。

(3) 指導員の資質向上に係る取組

運営団体及び本市教育委員会は地域クラブ活動の指導員研修会を定期的に開催し、学校部活動の教育的意義や国の新たなガイドライン等に対する理解の促進を図るなど、専門性の高い指導者の養成を目指します。

【年度当初実施する必須の研修会】

○地域クラブ活動指導員研修会

期日：活動開始前 4月初旬

対象：認定地域クラブ活動指導員

内容：認定地域クラブ活動の実施内容確認

認定地域クラブ活動における適切な指導の在り方

事故防止及び不祥事防止

ICT を活用した連絡体制

緊急時の対応、救急救命法、心肺蘇生法及び AED の使用方法

7 学校との連携

(1) 学校部活動との併存

平日の学校部活動の地域展開は、実施可能な一部の部活動となることから、平日の学校部活動と休日の認定地域クラブ活動が併存し、相互に連携しながら、生徒の活動機会を保障していきます。

(2) 学校部活動と認定地域クラブ活動の円滑な接続

学校部活動と認定地域クラブ活動の併存を踏まえ、学校部活動と認定地域クラブ活動の間に、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することに留意します。

また、教職員の兼職兼業に当たっての必要な連絡調整も行います。

年度当初には、学校部活動の指導者と認定地域クラブ活動指導員による調整会議を実施します。

【年度当初実施する必須の調整会議】

○地域クラブ活動指導員研修会

期日：地域クラブ活動開始前 4月初旬

対象：学校の管理職、学校部活動の指導者、認定地域クラブ活動指導員

内容：学校部活動及び認定地域クラブ活動の活動方針・活動状況の共有
参加生徒に関する状況の共通理解

年間活動計画の作成（活動場所も含む）

認定地域クラブ活動における適切な指導の在り方

ICT を活用した連絡体制の確認、緊急時の対応 等

(3) 学校施設の活用

認定地域クラブ活動は主に学校施設で活動することから、施設利用の調整等について連携します。

また、音楽室など校舎内で活動する場合は、指導員とは別に施設管理員を配置します。

8 認定地域クラブ活動の活動場所及び施設管理

(1) 活動場所

7(3)にあるように、原則として各中学校・義務教育学校を活動場所とします。ただし、複数校の生徒が合同で活動する認定地域クラブ活動については、市内のスポーツ施設を活動場所とする場合があります。

例) 陸上競技は全校一斉に実施することから、主に佐野市運動公園陸上競技場で活動します。

また、学校施設の利用に当たり、学校の設置者と運営団体は、「学校施設利用に関する覚書」を締結します。

(2) 用具・器具等、施設の解錠・施錠

認定地域クラブ活動で利用する用具や器具等については、当面、当該校の承認を得て、学校の用具を使用しますが、必要により運営団体が整備します。

なお、利用している施設、用具や器具等の損壊や破損があった場合には、利用状況を考慮し関係者で協議の上対応します。

また、校内の活動施設（校舎、体育館等）の解錠・施錠等においては、学校職員の負担が軽減する体制づくりを整えます。

例) キーボックスの設置、スマートロックの導入、施設管理員の配置

(3) 生徒の移動手段の検討

認定地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって認定地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への移動手段が必要となりますが、移動手段については、認定地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を踏まえ、対応を検討していきます。

IV 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針の策定等

校長は、認定地域クラブ活動との連携を踏まえた「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。

部活動顧問は、地域クラブ活動指導員と協議の上、年間の活動計画（活動日時、場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

校長は、生徒数や教職員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置します。

本市育委員会は、各学校の生徒数、教職員の人数及び校務分担の実態等を踏まえ、必要により、平日を中心に部活動を指導する部活動指導員を配置します。

(3) 部活動指導員の配置

平日の部活動については、当面、部活動指導員^{※1}の配置を継続します。

2 学校部活動における安全管理の徹底及び合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

Ⅲ-5に示した認定地域クラブ活動の安全管理に準じ、部活動における安全管理の徹底を図ります。

3 活動時間及び適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、認定地域クラブ活動の実施状況を踏まえ、以下のとおりとします。

(1) 活動時間

平日の活動は、1日2時間程度以内とし、休日も活動する場合は、1日3時間程度以内とします。また、認定地域クラブ活動の活動時間と合わせて週11時間程度以内とします。

(2) 休養日

地域クラブ活動と合わせて、平日週1日以上、休日も週1日以上の休養日を設定します。

^{※1} 部活動指導員は、学校職員として部活動の指導や大会引率に携わることができる外部人材のことです。教員の負担軽減と専門的な指導の充実を目的に配置します。

(3) 長期休業期間中の扱い

長期休業中は、学期中に準じた扱いとします。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。

また、学校閉庁期間については実施しないことを原則とします。

4 拠点校部活動の導入

生徒の多様なスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、拠点校部活動^{※2}制度を導入し、自分の学校に希望する種目の部活動が設置されていない場合、希望する種目の拠点校となる他校の部活動に参加できるようにします。

その際は、拠点校の部活動と連携する認定地域クラブ活動にも参加できるようにします。

^{※2} 生徒の在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市内の拠点となる学校が受け入れる制度です。

生徒の救済措置として実施するものであり、勝利至上主義のための活動ではありません。
なお、実施対象校は、本市教育委員会が指定します。

V 大会及びコンクール等の参加について

休日の活動が認定地域クラブ活動中心となることから、佐野市中学校体育連盟、佐野市中学校文化連盟、認定地域クラブ活動運営団体、及び本市教育委員会で協議し、大会参加を学校単位から認定地域クラブ活動単位に順次移行していくものとしします。

なお、認定地域クラブ活動の枠組み(A型～E型 ※P8参照)は、以下のとおりとしします。

※認定地域クラブ活動への展開、大会参加のイメージ(〇〇は種目)

型	平日の部活動	休日の認定地域クラブ活動	大会参加
A 型	A 中〇〇部	A 中〇〇ALC	… 学校単位 =ALC 単位
B1型	A 中〇〇部 B 中〇〇部	A・B 中合同〇〇ALC	… ALC 単位
B2 型	A 中〇〇部 B 中〇〇部	活動は合同 A 中〇〇ALC B 中〇〇ALC	… 学校単位 =ALC 単位 … 学校単位 =ALC 単位
C 型	A 中〇〇部 B 中〇〇部 ⋮ H 中〇〇部	活動は全校合同 A 中〇〇ALC B 中〇〇ALC ⋮ H 中〇〇ALC	… 学校単位 =ALC 単位 … 学校単位 =ALC 単位 … 学校単位 =ALC 単位
D 型 E 型		〇〇ALC (平日も活動)	… 大会がある場合は ALC 単位

※認定地域クラブは ALC(Accredited Local Club)と略して表記

【参考】

○佐野市部活動地域移行推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 佐野市立中学校及び義務教育学校における部活動の地域移行に関する諸課題について協議し、部活動の地域移行を円滑に推進するため、佐野市部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 部活動の地域移行に関すること。
- （2） 佐野市部活動地域移行推進計画又はその変更の原案に関し意見を述べること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、必要があると認める事務

（組織）

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 佐野市PTA連合会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- （3） スポーツ関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- （4） 文化関係団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- （5） 佐野市中学校体育連盟の会長
- （6） 佐野市中学校文化連盟の会長
- （7） 佐野市立学校の校長

（任期等）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育長は、前条第2項第2号から第4号までに該当する委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、当該委員を解嘱することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (令和6年5月24日教委告示第15号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年8月28日教委告示第22号)

この告示は、告示の日から施行する。

○令和6年度 佐野市部活動地域移行推進協議会委員名簿

委員区分	氏名	所属・役職等
1号委員	小山 裕三	佐野日本大学短期大学 学長
	木村 政司	佐野日本大学短期大学 客員教授
2号委員	山越 智行	佐野市PTA連合会 顧問
	高橋 正人	佐野市PTA連合会 副会長
	島田 真幸	佐野市PTA連合会 理事
	阿部 康	佐野市PTA連合会 理事
	渡部ひとみ	佐野市PTA連合会 監事
3号委員	齋川 勝	佐野市スポーツ協会 理事長
	宮地 直樹	佐野市レクリエーション協会 評議員
	清水 武治	NPO 法人 たぬまアスレチッククラブ マネージャー
4号委員	廣瀬 裕	佐野市文化協会 会長
5号委員	上野 善巳	佐野市中学校体育連盟 会長
6号委員	半田 栄作	佐野市中学校文化連盟 会長
7号委員	塚田 良雄	佐野市立小・中学校長会 会長
	関口 純一	佐野市立中学校長会 会長

○令和6年度 佐野市部活動地域移行推進協議会・専門部会日程

第1回佐野市部活動地域移行推進協議会(令和6年7月4日(木))

- (主な協議事項)
- ・部活動地域移行推進計画《佐野モデル》について
 - ・第2期佐野市部活動地域移行推進計画《佐野モデル》の策定、及び地域クラブ活動の運営団体について

第1回佐野市部活動地域移行推進協議会専門部会

- ◇学校部会(令和6年8月1日(木)・26日(月))
- ◇保護者部会(令和6年9月20日(金))
- ◇スポーツ・文化芸術団体部会(令和6年10月3日(木))

- (主な協議事項)
- ・佐野市が目指す地域クラブ活動について
 - ・受益者負担について

第2回佐野市部活動地域移行推進協議会(令和6年11月17日(日))

陸上競技地域クラブ活動視察

- (主な協議事項)
- ・専門部会のまとめ
 - ・受益者負担について

○令和7年度 佐野市部活動地域移行推進協議会委員名簿

委員区分	氏名	所属・役職等
1号委員	小山 裕三	佐野日本大学短期大学 学長
	木村 政司	佐野日本大学短期大学 客員教授
2号委員	山越 智行	佐野市PTA連合会 顧問
	小暮真由美	佐野市PTA連合会 副会長
	松尾 望	佐野市PTA連合会 副会長
3号委員	齋川 勝	佐野市スポーツ協会 理事長
	清水 武治	NPO 法人 たぬまアスレチッククラブ マネージャー
	小野田正一	佐野市スポーツ推進委員協議会 会長
	柳沢 真人	佐野市地域クラブ活動 陸上競技指導員
4号委員	廣瀬 裕	佐野市文化協会 相談役顧問
	鈴木 寿子	地域クラブ活動指導員 吹奏楽クラブ指導者
5号委員	半田 栄作	佐野市中学校体育連盟 会長
6号委員	山口 猛雄	佐野市中学校文化連盟 会長
7号委員	関口 純一	佐野市立小・中学校長会 会長
	上野 善巳	佐野市立中学校長会 会長

○令和7年度 佐野市部活動地域移行推進協議会・専門部会日程

第1回佐野市部活動地域移行推進協議会（令和7年5月23日(金)）

- （主な協議事項） ・これまでの佐野市の部活動地域移行の経緯確認
 ・地域クラブ活動を通して生徒に経験・体験させたいこと
 ・本市の部活動地域展開・地域クラブ整備の基本的な考え方

第2回佐野市部活動地域移行推進協議会（令和7年6月27日(金)）

- （主な協議事項） ・指導者の確保
 ・加入者の会費・地域クラブにおける事務的な負担

第3回佐野市部活動地域移行推進協議会（令和7年8月21日(木)）

- （主な協議事項） ・佐野モデルⅡの目標
 ・大会出場の在り方

第4回佐野市部活動地域移行推進協議会（令和8年2月6日(金)）

- （主な協議事項） ・国の新たなガイドライン
 ・《佐野モデルⅡ》の目標
 ・地域クラブ活動の認定制度
 ・指導者バンク及び指導者認定制度

○令和 8 年度 佐野市部活動地域移行推進協議会委員名簿

委員区分	氏名	所属・役職等
1 号委員	小山 裕三	佐野日本大学短期大学 学長
	木村 政司	佐野日本大学短期大学 客員教授
2 号委員	山越 智行	佐野市 P T A 連合会 顧問
	佐藤 幸恵	佐野市 P T A 連合会 副会長
	書上 琢磨	佐野市 P T A 連合会 理事
3 号委員	齋川 勝	佐野市スポーツ協会 理事長
	清水 武治	NP0 法人 たぬまアスレチッククラブ マネージャー
	小野田正一	佐野市スポーツ推進委員協議会 会長
	柳沢 真人	佐野市地域クラブ活動 陸上競技指導員
4 号委員	廣瀬 裕	佐野市文化協会 相談役顧問
	鈴木 寿子	地域クラブ活動指導員 吹奏楽クラブ指導者
5 号委員	岡本 桂馬	佐野市中学校体育連盟 会長
6 号委員	大歳 勝也	佐野市中学校文化連盟 会長
7 号委員	半田 栄作	佐野市立中学校長会 会長

○令和 8 年度 佐野市部活動地域移行推進協議会・専門部会日程

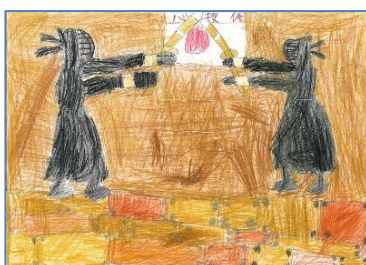
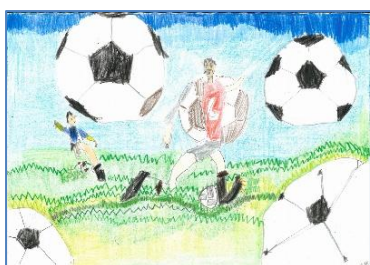
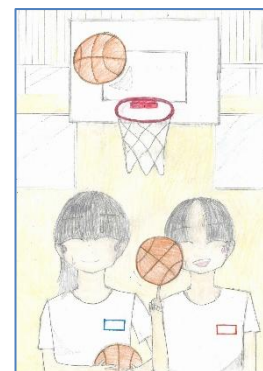
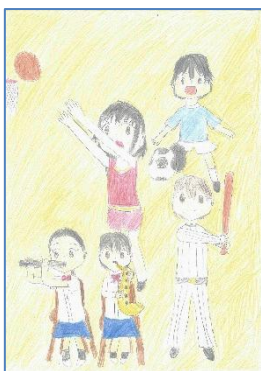
第 1 回佐野市部活動地域移行推進協議会（令和 8 年 5 月 29 日（金））

- （主な協議事項）
- ・ 部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》の考え方・方向性
 - ・ 認定地域クラブ活動の整備

第 2 回佐野市部活動地域移行推進協議会（令和 8 年 6 月 16 日（火））

- （主な協議事項）
- ・ 認定地域クラブ活動の実施内容
 - ・ 学校部活動の在り方

表紙のイラストは田沼東中学校 PC デザイン部生徒の作品です。
他にも多くのデザインを作成していただきましたので紹介します。



部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》
令和 8(2026)年 11 月

発行 佐野市・佐野市教育委員会
編集 佐野市教育委員会教育部教育総務課
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地
TEL 0283-20-3106
FAX 0283-20-3032
E-mail kyoiku@city.sano.lg.jp
URL <https://www.city.sano.lg.jp>